

第 4 章 人権課題への取組

1 同和問題（部落差別）

※黄色箇所については、前回審議会の意見を反映させ、修正した部分

【現状と課題】

- 同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、今なお日常生活の中で様々な差別を受けているという日本固有の人権問題です。
- 1965（昭和 40）年に出された国の「同和対策審議会答申」では、同和問題（部落差別）の早急な解決は国の責務であり、国民的課題であることが明記されました。この答申を受けて、1969（昭和 44）年に「同和対策特別措置法」が施行され、以来、33 年間にわたり国や地方公共団体による特別対策として、生活環境整備、産業・就労対策、差別意識解消のための教育・啓発が行われました。その結果、生活環境をはじめ様々な面で存在していた格差が大きく改善されるとともに、差別意識の解消に向けた教育・啓発も推進されてきました。
- これらの取組により、同和問題（部落差別）に関する市民の差別意識は解消の方向に向けて進んでいるものの、依然として根深く存在しています。さらに、情報化の進展に伴い、インターネットによる悪質な差別的情報や間違った情報が掲載されるといった事案が発生し、無意識に差別を容認したり、差別する側に加担したりといった課題もあることから、市は、2019（平成 31）年 1 月からインターネット・モニタリングを開始しています。さらに個人の人権を侵害する戸籍謄本等の不正取得、不正請求の抑止を図るため、第三者が戸籍謄本等を取得した場合に本人に交付したことを通知する「本人通知制度」を 2012（平成 24）年 6 月から開始しています。また、同和問題（部落差別）に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として残っています。
- 2016（平成 28）年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在すること、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、国及び地方公共団体が協力して部落差別の解消に向け、部落差別の解消に関する施策に一層取り組むこととして、相談体制の充実、教育・啓発、**国による部落差別の実態に係る調査の実施を定め**、部落差別のない社会を実現することを目的としています。
- 市が 2018（平成 30）年に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果では、結婚や住まい、土地購入において、差別意識や忌避意識が残っています。また、同和問題（部落差別）の解決に向けた姿勢として、積極的意見がある一方で、一部の人々に消極的意見が見受けられるとともに、同和問題（部落差別）に関心があるという回答の割合が、減少傾向にあります。さらに、「わからない」、「回答なし」を選択した人は、前回調査より増加しています。このため、一人ひとりが同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を家庭、学校、地域、職場などの様々な場において取り組み、市民の差別意識の解消に向けた取組を進めていくことが必要です。

【施策の方向性】

(1) 人権教育・啓発の推進

- 学校教育では、これまで培ってきた同和教育の成果を生かしつつ、同和問題（部落差別）について理解を深める学習を行うとともに、互いを認め合い共に生きる共生社会の実現に主体的に取り組む実践力の育成を図ります。また、教職員が同和教育、人権尊重の理念について認識を深め、人権感覚を十分身につけるための研修会を実施するとともに、児童生徒への人権教育の充実に向け、指導内容の工夫改善を図ります。
- 社会教育においては、市民一人ひとりが同和問題（部落差別）を自らの問題として認識し、人権感覚を磨くことができるよう、学習機会の充実や学習資料の工夫に努めます。
- 「部落差別解消推進法」の趣旨や内容について、あらゆる場を通じて、市民に広く周知します。
- 広く市民の人権意識の高揚を図るため、広報紙やホームページ、パネル等を活用した啓発を実施するとともに、講演会や研修会の開催など同和問題（部落差別）への正しい認識と理解を深めるための教育・啓発を関連機関と連携して取り組みます。
- 市職員が同和問題（部落差別）の正しい理解と認識を深め、自らのこととして主体的に行動できるよう、研修会を開催します。

(2) 隣保館における活動の推進

- 隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として、生活上の相談や人権に関わる相談などの各種相談に応じたり、人権課題解決のための各種事業を総合的に行ったりする社会福祉施設です。今後も、同和問題（部落差別）の解決に向け、啓発事業や地域交流事業の開催、相談・支援活動の充実に取り組みます。

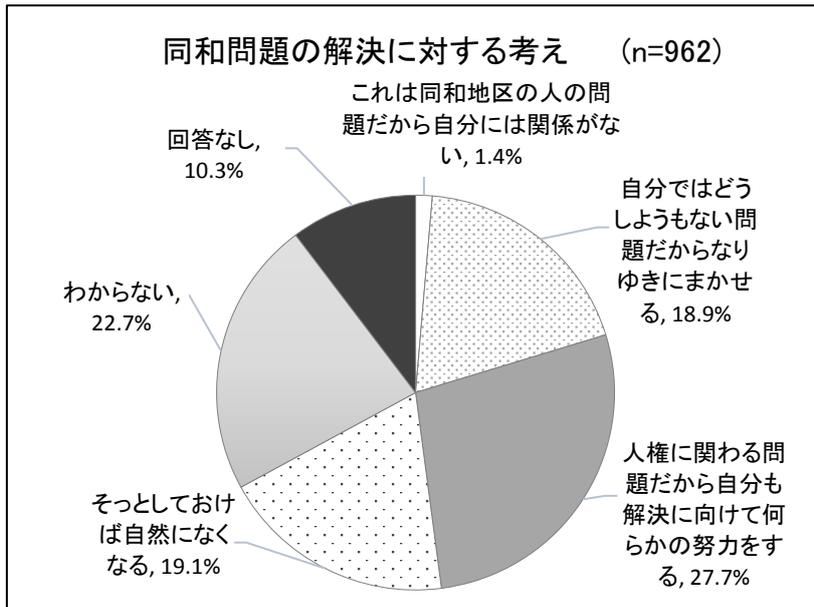
(3) 同和問題（部落差別）をめぐる差別事象等への対応

- 同和問題（部落差別）に関する差別事象を理由とする人権侵害に対する相談については、法務局などの関係機関と連携を図り、迅速な対応に努めます。
- 悪質な差別的な書き込みの防止を図るため、県内市町と連携を図りながら、インターネット・モニタリングを実施するとともに、インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育・啓発を推進します。
- 差別や身元調査に繋がる戸籍謄本等の不正取得の防止を図るため、本人通知制度の周知を図ります。

【参考】2018（平成30）年実施「人権に関する市民意識調査の結果（抜粋）」

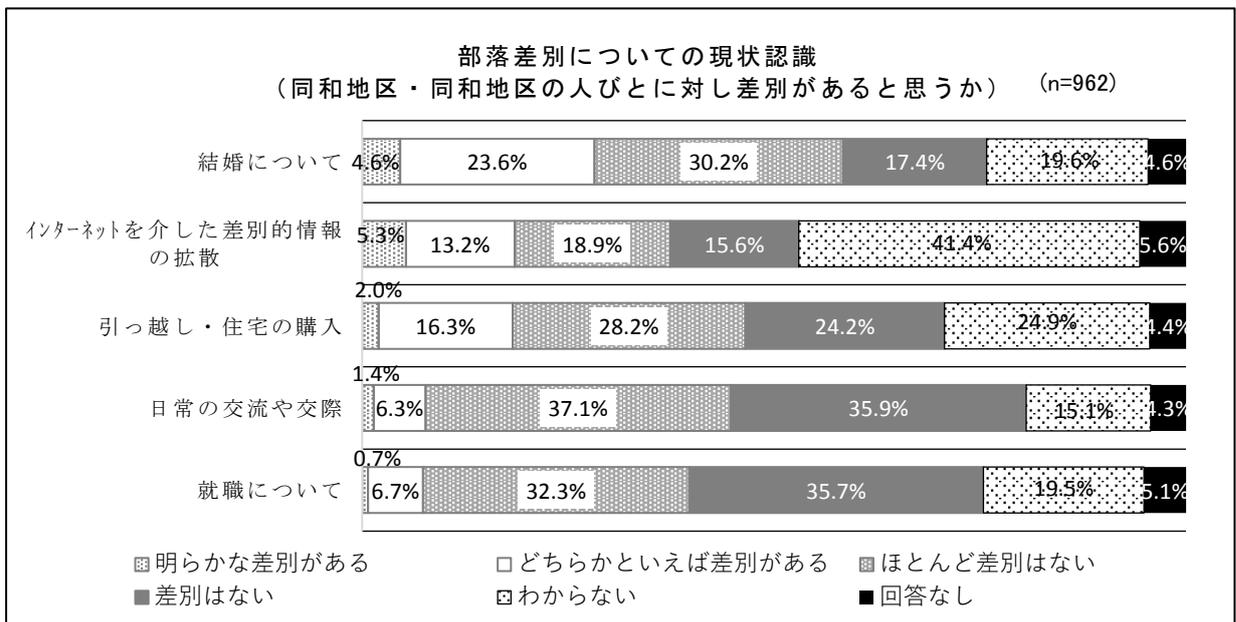
○同和問題（部落差別）に対する考え

同和問題（部落差別）の解決に対する考えについては、「人権に関わる問題だから、自分も解決に向けて、何らかの努力をする」という積極的意見が27.7%で最も多くありました。一方で、同和問題（部落差別）は他人事であると思っている人（「自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせる」）18.9%や、自然になくなると考えている人（「そっとしておけば自然になくなる」）19.1%を合わせると約4割になりました。「これは、同和地区の人の問題だから自分には関係がない」は、1.4%でした。「わからない」も約2割あり、特に、40歳代以下の若い年齢層では3割台となり、他の年代より高くなっています。また前回調査との比較では、「回答なし」が6.4ポイント増えました。



○同和問題（部落差別）についての現状認識

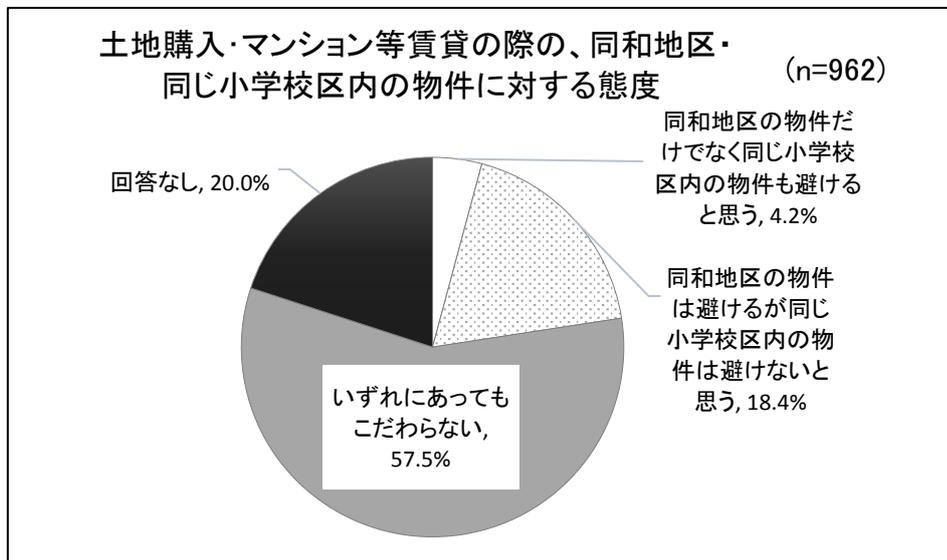
同和問題（部落差別）についての現状認識では、いずれも差別がないと答えた者の割合が、差別があると答えた割合より高くなっています。日常の交流や交際、就職よりも、結婚やインターネット上、引っ越しや住宅の購入において差別があると思う人の割合が多くなっています。



○同和地区や同じ小学校区内にある住宅の購入・賃貸

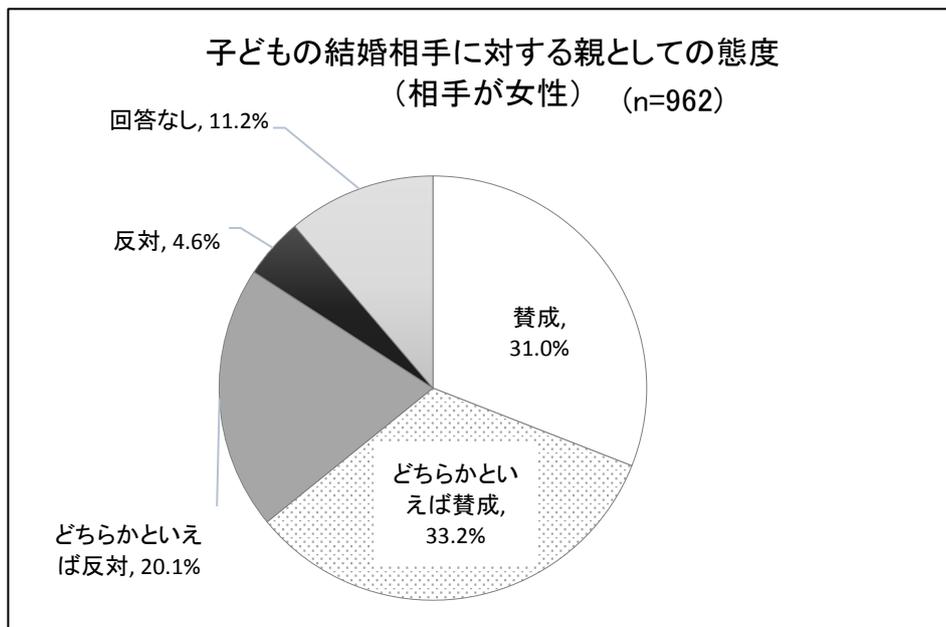
住宅の購入・賃貸については、「いずれにあってもこだわらない」が57.5%となりました。「同和地区の物件だけ」を避ける（18.4%）、「同和地区も、同じ小学校区内の物件も」避ける（4.2%）を合わせ、「同和地区を避ける」割合が2割前半となり、「回答なし」は20.0%となりました。

前回調査との比較では、「同和地区を避ける」人の割合が11.7ポイント減り、「回答なし」が13.8ポイント増えました。

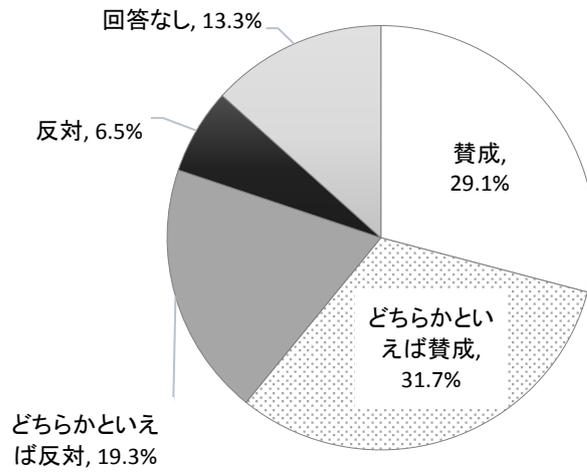


○子どもの結婚相手に対する態度（親や本人が同和地区で生まれ育った人の場合）

子どもの結婚相手が女性・相手が男性の場合とも、賛成（賛成、どちらかといえば賛成）の割合はそれぞれ6割台、反対（反対、どちらかといえば反対）の割合はそれぞれ2割台となっており、若い年代ほど「賛成」の割合は高くなっています。



子どもの結婚相手に対する考え方
(相手が男性の場合) (n=962)



第2次丹波市人権施策基本方針

(1) 現況

わが国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害にあたる重大な問題です。同和対策審議会答申（昭和40年）により本格的な対策が始まり、同和問題の解決にむけてこれまで三度にわたり制定された特別法に基づき特別対策が実施されました。その結果、生活環境をはじめ様々な面で存在していた格差が大きく改善されるとともに、差別意識の解消に向けた教育や啓発も推進されてきました。

これら施策によって、同和問題に関する市民の差別意識は解消の方向に向けて進んでいるものの、全国的には結婚問題・土地問題・就職問題等をはじめ、悪質な中傷や落書き、インターネットによる悪質な差別的情報の掲載など人権に関わる問題が多く発生しています。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として残っています。

丹波市においても、これまでの取組によって部落差別に関する意識は解消に向けて進んでいますが、結婚問題・土地問題等が発生しており、忌避意識は依然として存在しています。市では、地域等と連携して、自治会等での住民人権学習をはじめ、隣保館での人権歴史講座や学校・地域と一体で取り組む地域人権教育事業、市内の企業や各種団体及び幅広い市民が参画する丹波市人権・同和教育協議会での研究や実践などの教育や啓発活動に取り組んでいます。今後とも、市民の差別意識の解消に向けて、継続して効果的な取組を進めていくことが必要です。

(2) 課題

- 差別事象への対応
- 同和問題に対する正しい理解の形成に向けた人権教育・啓発・研修の推進
- 人権尊重のまち（地域）づくりの推進

(3) 施策の方向性

①差別事象への対応

市内における身元調査や被差別地域についての情報提示などの具体的な差別事象をはじめ、差別意識の解消を阻害し、誤った意識を植え付けかねない言動等に対しては、関係機関と連携しつつ行政が主体的に対応するとともに、地域や各種団体等とも連携して相談体制や被害者の権利の回復、加害者への教育・啓発等を図る仕組みの構築などに取り組んでいきます。さらに差別解消にむけて、部落問題に関する正しい理解と認識を培うために関係者に対する人権教育・啓発・研修を推進します。

②人権啓発活動の充実

同和問題は重要な人権問題であり解決できる問題として、偏見や忌避意識・差別意識を解消するとともに同和問題に関する認識を一層深め、人権尊重の精神の普及と意識向上に向けて啓発活動を充実する必要があります。

このため、同和問題についての情報・資料の提供、自由な意見交換ができる環境づくりに努めるとともに、同和問題への関わり方を人の生き方として捉え、差別払拭にむけて人権教育・啓発・研修の推進を図ります。

また、地域社会の中で人権啓発を推進していくにあたっては、企業や各種団体等との連携などによって人権研修会、講演会等を実施し、人権意識の向上をめざします。

③人権のまち(地域)づくり

同和問題の原因や背景に「社会全体に残る差別意識」をあげる人の割合が高くなっていることから、どのような習慣や制度、因習が部落差別を温存しているのか、地域の中にあるどのような意識が民主的な地域づくりを阻害しているかを明らかにしていくことが重要です。

このため、同和問題をはじめとして、様々な人権問題についての認識をより深めるために、総合的に啓発活動を推進していくとともに、同和問題に対する偏見や忌避意識に基づく言動が払拭されたまち(地域)づくりに向けて、それぞれの地域にある生活課題と結合させながら、人権学習活動を推進していきます。

④福祉や暮らしの向上

隣保館は、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関わる啓発や人権に関する相談、住民交流など、地域における生活上の課題解決のための事業を推進していく必要があります。このため、教養文化講座やレクリエーション等による地域住民の活動、コミュニティ活動の推進、生活支援につながる福祉事業の取組を総合的に推進するとともに、これら事業を通して自己実現にむけた「生き方」の構築を推進します。